



こうばるから

こんにちは

第7号
こうばる強奪を
許さない



石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会 通信

2016年9月24日

【目次】

1. 石木ダムの状況	1
2. 石木ダム事業認定取消訴訟第2回口頭弁論 意見陳述	4
(1) 高橋弁護士	4
(2) 平山弁護士	6
3. 原告団事務局との関係。	7
4. 9月10日、川棚町で「ダム問題を考える緊急集会」	7

1. 石木ダムの状況

① 7/19 工事差止仮処分審尋と事業認定取消訴訟口頭弁論

7月19日は11時から長崎地方裁判所佐世保支部で第2回工事差止仮処分申立て審尋が、15時から場所を移して長崎地方裁判所で第2回事業認定取消訴訟弁論が開かれました。

どちらの裁判も、開始前に門前集会を行いました。

事業認定取消し訴訟終了後に長崎タクシー会館(株)4階で報告集会(弁護団による解説と質疑応答)を行いました。



② 工事差止仮処分申立第2回審尋 長崎地方裁判所佐世保支部

◎ 当方からは書面5本を裁判所に提出しました。

- 長崎県・佐世保市の「本申立ては、行政訴訟法第 44 条（公権力による行為については差止請求ができない）に抵触するので棄却を求める」という反論への再反論。ダム建設事業は公権力に寄らずとも可能な事実行為である。よって、差止め申立ては合法。
- 「工事をしていないので差し止めるべき工事が存在しない。よって棄却を求める」という反論への再反論。現在はダム工事中の状態ではないが、石木ダム建設に向けての工事が予定されている。
- ダム建設事業の利水目的および治水目的は存在しない。
- 裁判所からの質問への回答（物件を地図上に落とした図面を表示）

◎ 長崎県と佐世保市の対応 「石木ダムの必要性 に踏み込まずに結審を」

長崎県と佐世保市は、上記再反論への再々反論を次回審尋までに提出するとして、次回をもっての結審を求めました。

- 県と市の対応は、当方が石木ダム事業は不要であるが故に石木ダム事業に関わるすべての工事差止めを求めていることに対して、「石木ダムの必要性については審尋する必要がない」とするものであり、到底認めることはできません。

③ 7/19 第 2 回事業認定取消訴訟口頭弁論 長崎地方裁判所

石木ダムが治水・利水両面で必要性がないことを平山博久弁護士と高橋謙一弁護士が陳述しました。

「治水・利水両面ともその目的は、「石木ダムありき」のために造り上げられたもので、事実とかけ離れた虚偽であり、石木ダムの必要性は元々全くない」ことを明解に述べました。

- 治水 平山弁護士陳述
 - 石木ダムの必要性は石木ダムありきの辻褄合わせに過ぎない。
 - 1975 年原始河道（河道整備前の河道）を使った想定氾濫図で洪水被害想定額をひどく過大にして、治水目標安全度を 1/100 に設定したことの瑕疵（長崎県の判定基準に違反）
 - 長崎県が基本高水流量として設定する 1/100 洪水が仮に到来しても、河道の流下能力を正しく計算すれば、十分に安全に流下させることが可能。
- 利水 高橋弁護士陳述
 - 石木ダムの必要性を無理矢理つくり出すために、佐世保市の水需要の架空予測と保有水源の過小評価が今までずっと行われてきた。
 - 佐世保市の水需要予測の非科学性と、保有水源評価の非現実性をこれから明らかにしていく。
- 訴訟・申立 日程
 - 10月31日14時～ 取消訴訟第3回口頭弁論 長崎地方裁判所
 - 同日14時30分～ 執行停止審尋・・・執行停止申立は仮処分申立と同様に裁判ではないため、非公開で、審尋と呼びます。

④ 予定地・こうばる の現状

- 工事再開中止を要請する行動が続いています。

7月21日と22日、付け替え道路阻止現場へ、石木ダム建設事務所の所長が来て、来週より付け替え道路の工事を再開すると通告しました。

現地では7月25日（月）から毎日、付け替え道路工事現場入り口で待機し、ダム建設事務所職員が来たときには工事再開中止要請行動を展開し、追い返しています。

石木ダム建設事務所は8月26日、「8月末日までに入り口に設置している横断幕・竹等を片付けること、片付けられていない場合は、石木ダム建設事務所が撤去・保管する。」と一方的な通告をしました。

上記期限が過ぎた9月に入ると、石木ダム建設事務所職員は撤去状況の確認と称して連日

工事現場に現れ、撤去を求めてきました。

9月8日、石木ダム建設事務所職員等約30名がいつもと違う午後2時頃に再度現れ、当方の監視隊が手薄な中で、横断幕等を撤去しました。

当方は新たな横断幕等を括り付け、反対の意思表示を続けています。「撤去されればまた張り直す」、「何度でも繰り返しての徹底抗戦」を決意しています。

⑤ 9/8 工事差止仮処分審尋

9月8日午後2時から長崎地方裁判所佐世保支部で第3回工事差止仮処分申立て審尋が開かれました。債務者側は事業の必要性についての審尋は不要としてこれ以上の審尋を拒んだため、裁判所は審議はつきたとして、結審となりました。決定は年内に出されることになりました。

裁判所は3ヶ月をかけて判断を下すとしていることから、申立者が受けるであろう権利侵害にも踏み込むことと思われます。

債務者側が「事業の必要性についての審尋は不要」としていることは許しがたいことです。一連の工事が必要であるならばその説明責任を何故、果たそうとしないのでしょうか。

◎*1：解説

債務者側（長崎県・佐世保市）は、当方の申立書に対する答弁書の中で、裁判所に以下の理由を挙げて「申立却下」を求めています。

1. 行政訴訟法44条で「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法に規定する仮処分をすることができない。」とされている。「石木ダム事業は長崎県と佐世保市の事業＝公権力の行使にあたる行為」であるから、差止仮処分はできない。
2. 「差止によって保全されるという権利」について、
 - ①私法上の権利と言えない、
 - ②具体的な権利侵害事実もない、
 - ③保全の必要性もない

○ 上記に対する弁護団の考え方（裁判所に提出した書面の抜粋）。

- 1 今回の差止の対象は公権力の行使としての事業認定処分それ自体ではなく、事実行為としての工事それ自体であるから、行政事件訴訟法44条に抵触するものではない。
- 2 裁判所は、①私法上の権利性・②権利侵害性については特に詳細な反論を求めなかったことに照らせば、長崎県、佐世保市が主張する権利侵害がないとの部分に理由がないことが明らか。③保全の必要性は今工事を止める必要があるか否かという問題。

いつ工事が再開されてもおかしくない状況（法律上の障害はない）である以上、保全の必要性があることもまた明らか。

但し、工事の特定との関係でいつ再開・着工されてもおかしくない工事がどの工事であるかという特定の問題は残るため、この点については債務者からの情報提供を待った上で特定していくことになる。

⑥ こうばる現地では、7月25日から付替道路工事阻止行動が続いています。

7月21日と22日、付け替え道路阻止現場へダム事務所の所長が来て、来週より付け替え道路の工事を再開すると通告しました。

職員からは、工事内容には触れていませんが、入り口に設置している竹等を片付けるよう、申し入れがありました。

現地では25日の月曜日より毎日、付け替え道路工事現場入り口で待機し、ダム建設事務所職員が来たときには工事再開中止要請行動を展開し、追い返しています。

石木ダム建設事務所は8月26日、「8月末日までに入り口に設置している横断幕・竹等を

片付けること。片付けられていない場合は、石木ダム建設事務所が撤去・保管する。」と一方的通告をしました。

上記期限が過ぎた9月に入ると、石木ダム建設事務所職員は撤去状況の確認と称して連日工事現場に現れ、撤去を求めています。

9月8日、石木ダム建設事務所職員等約30名がいつもと違う午後2時頃に再度現れ、当方の監視隊が手薄な中で、横断幕等を撤去しました。

現地の皆さんは新たな横断幕等を括り付け、反対の意思表示を続けています。「撤去されれば又張り直す」、「何度でも繰り返しての徹底抗戦」を決意しています。

2. 石木ダム事業認定取消訴訟第2回口頭弁論 意見陳述

高橋弁護士と平山弁護士の全陳述を下に再現します。

(1) 高橋弁護士

第1 はじめに

原告らが第1準備書面で述べていることは、石木ダムの利水面において、本件事業の基礎となっている佐世保市の平成24年予測が徹頭徹尾でたらめであり、本件事業の必要性は全くないということです。

本書面ではそのことを、三つの面から明らかにしています。第一に、佐世保市が平成24年に作成した将来の水需要予測は、中身を検討するまでもなく、でたらめに決まっていること、第二に、中身を検討したら、やっぱり、でたらめであったこと、第三に保有水源についてもでたらめを述べていること、です。

第2 平成24年予測は、中身を検討するまでもなく、でたらめであること

- 1 平成24年予測は、中身を検討するまでもなく、でたらめです。

何故そう言えるのでしょうか。

過去の予測と比較すると、そのことが一目瞭然だからです。

- 2 原告らは、昭和50年、平成12年、16年、19年、24年と、佐世保市の過去5つの水需要予測を比較検討しました。その結果、佐世保市が、常に、石木ダムの容量から逆算して水需要予測を「作っている」こと、つまり「石木ダムを建設するには将来の佐世保市の水需要はこれだけなければならないから、これだけになるはず」としていることが明らかになりました。

先に結論があるわけですから、予測の各要素は適当です。ある時は人口が増えたとし、ある時は工業団地ができるとし、またある時はハウステンボスが…、自衛隊が…、SSKが…、とあの手この手で水需要を作り出してきました。

- 3 注目すべきは、過去のすべての予測において、その時予測した「将来」が現実に訪れたとき、どの項目をとっても、予測通り「増えた」ことはなかった、ということです。平成24年予測を含めてすべての予測、すべての項目で、そうなのです。

この一事をもって、過去の予測がただの数字合わせであったことは明らかです。したがって、平成24年予測もただの数字合わせであり、中身を検討するまでもなく、でたらめであることは明らかです。

- 4 原告らは、本書面において、過去の予測が数字合わせであることを裏付けるものとして、二つの「予想」をしています。一つは、平成7年頃の佐世保市の将来の水需要予測値、もう一つは、平成24年予測を除く過去の利用量率です。この二つの数値について、原告らは資料を持ちません。しかし、過去の予測が数字合わせである以上、原告らが予想した通りの値になっているはずなのです。

第3 平成24年予測は、中身を検討すると、やっぱりでたらめだったこと

- 1 このように、平成24年予測はただの数字合わせですから、その予測内容自体が正しいはずがありません。実際、検討してみたらでたらめのオンパレードです。

- 2 まず、一般市民の生活用水の原単位ですが、国あるいは佐世保市が言っているのは、要するに、「石木ダムを作って供給量が増えれば、市民もそれに応じて水を使う」ということです。この論理が誤っていることは本書面で指摘したとおりですが、それはさておいても、国のこの主張は「生活用水の需要量が増えるので、石木ダムが必要である」という論理を放棄しており、自ら、石木ダムの積極的必要性がないことを自白しているのです。
- 3 業務・営業用水について、「観光者数との間の相関関係が見つかった」としています。しかし、それは、従来は「大口需要」としていたハウステンボスを、小口需要の中に入れ込んだ結果、そうなったにすぎません。確かに「発見」はしたのですが、それもそのはずで、そうなるように「仕込んだ」からです。こういう行為は、旧石器時代の遺跡を考古学研究者藤村新一が次々と「発見」した事件で有名なように、一般には、「ねつ造」と呼びます。
- 4 SSKの水需要予測については、俗にいうところの「突っ込みどころ満載」でどこから見てもでたらめです。本書面の中でSSKの水需要が4.88倍になるなど、「明日地球が滅亡する」という予言並みのたわ言であると指摘していますが、平成36年どころか100年たってもSSKの水需要が4.88倍になることはありません。これこそ100パーセント確実な「予測」です。

第4 保有水源についての嘘

- 1 以上に加え、国や佐世保市は、保有水源についてもでたらめを述べています。「不安定水源」の問題です。

国は、「慣行水利権が、法的に見ても、取水実績で見ても、不安定であり、佐世保市の水需要の基礎としてあてにすることはできない」と述べています。
- 2 しかし、法的に慣行水利権が「安定」であることは、講学上明らかです。

取水実績を見ても、これまで慣行水利権から継続的かつ安定的に取水されてきております。
- 3 そもそも、佐世保市が、慣行水利権を「不安定水源」に移行させ、佐世保市の保有水源から「抹殺」したのは、そうしないと石木ダムの建設の必要性が生じないからです。だから、おなじ慣行水利権でありながら、三本木は、四条橋よりも後になって、「不安定水源」に移行されています。
- 4 ですから、本件事業が中止になれば、慣行水利権は、現在事実としてそうですが、佐世保市の書類上もまた、「安定水源」に戻ります。「不安定水源」にする必要性がなくなるからです。佐世保市の保有水源に関する評価というのは、かくも恣意的なものです。

第5 最後に

以上述べましたように、佐世保市の水需要予測も、保有水源不足も、ともに、石木ダムを建設させるための方便として、佐世保市や長崎県ひいては国がねつ造してきたものにすぎず、利水面においても、石木ダム建設の必要性は全くありません。

昭和50年予測が、少なくとも結果的にでたらめであったことは、国・佐世保市といえども否定できないでしょう。あの当時、もしあの規模で石木ダムが建設されていたら、佐世保市民はいったいどれほど多くの負担を背負わされていたことか、そう思うとぞっとします。本書面で、「当時の地権者が反対してくれたからそうならなかったのであり、佐世保市民は足を向けて寝られない」と指摘しましたが、いかがでしょうか。

しかし、それは昭和50年予測に限りません。その後の予測もすべて過大な誤りであり、その当時に石木ダムができていれば、きっと今、無用な長物を抱えて途方に暮れていたはずです。

そしてそれは平成24年予測でもまた然り、です。本件事業が実現すれば、人間としての尊厳が奪われる地権者が苦しめられるだけではなく、平成36年の「未来の佐世保市民」もまた苦しめられるのです。

文字通り、「未来の子供たちに負の遺産を残さない」ために、本件事業は廃止されなければなりません。

以上が、原告らの第1準備書面で主張したことの骨子です。

(2) 平山弁護士

第1 はじめに

原告らが第2準備書面で述べていることは、長崎県が石木ダムを建設するという「結論ありき」の方針に基づいて、客観的事実を歪めて事業認定申請をしていること、更に、そのような手法を採らなければ治水面上における形式的必要性すら作り出すことができなかつた、ということです。

本書面ではそれらのことを、大きく分けて三つの面から明らかにしています。

一つ目は、1/100の計画規模を導くまでに二重の数値操作がなされ、計画規模も変遷しているという点、二つ目は基本高水流量の計算過程の根拠となるデータや計算手順が明らかにされていない上、技術基準上、必要とされている生起確率について検証がなされていないという点、三つ目は、計画河道にて石木ダムがなくとも野々川ダムで調整した後の1320立方メートル/秒を流下させることができるとの客観的事実が存在し、また、実質的な代替案の検証がなされていないという点です。

第2 計画規模が異常値であること

- 1 まず、国土交通省河川砂防技術基準において全国的バランスが求められる計画規模の一般的・全国的評価基準によれば、川棚川はせいぜい1/10～1/50に過ぎません。
- 2 では、なぜ長崎県は計画規模を1/100とすることができたのでしょうか。
それは、長崎県が石木ダムありきの方針に基づいて、ダムの必要性を作出するために全国的な評価基準から大きくかけ離れた評価基準を用いたからです。
- 3 以上に加えて、平成17年に実施された想定氾濫面積の計算においては、なんと昭和50年当時の川棚川の河道状況データが用いられています。
なぜ最新の河道状況データではなく、約30年も前の昭和50年当時の数値を用いたのでしょうか。
それは、最新の河道状況データに基づいた想定氾濫面積計算を行った場合、たとえ長崎県の異常な評価基準を用いたとしても、1/100という計画規模を導くことができなかつたためです。
- 4 このように長崎県は1/100という数値を導くために、全国的な基準とは大きくかけ離れた評価基準を用いると同時に、その基礎データも敢えて過去のものを利用しているのです。加えて、石木ダムが検討されるより前の昭和33年当時における川棚川の計画規模は1/30でした。
以上の通り、長崎県が、石木ダムありきの方針に基づいて、計画規模を1/100にするよう恣意的に数字を操作したことは明らかなのです。

第3 計画高水流量も異常値であること

- 1 次に、計画高水流量の計算についても、被告はどのように算出したかの手順について主張するにとどまり、具体的な計算根拠となるデータ及び計算数式については何ら具体的に明らかにしていませんし、原告らの主張に対する具体的な反論もしていません。
それは、基本高水流量1400立方メートル/秒という数値が実績値とのかい離が著しい、不合理な数値であることを被告自身が認めているものに他なりません。
- 2 また、国土交通省河川砂防技術基準においては、対象降雨を引き伸ばした結果、降雨強度の超過確率が、計画規模の超過確率に対して著しく差異があるような場合には、当該降雨パターンの引き伸ばし降雨を対象降雨から棄却（除外）する、とされています。
しかし、長崎県は、かかる技術基準に違反して、降雨強度の超過確率について検討しておらず、または、その結果を無視しています。
このようにして、長崎県は、およそ現実的に発生し得ない異常に大きい基本高水流量を作出するに至ったのです。
- 3 以上の通り、この計画高水流量の計算においても、計画規模の計算と同様、長崎県が石木ダム

ありきの方針に基づいて数字合わせをしたものに過ぎず、客観的・合理的な数値を歪めたものであることは明らかなのです。

第4 石木ダムに効果がなく、実質的には代替案の検討もなされていないこと

- 1 また、準備書面2で詳しく論述した通り、予定通りの河川整備計画が実施されれば、石木ダムがなくとも野々川ダムで調整した後の1320m³/秒を流下させることが可能です。
そして法令上、堤防余裕高は必要とされておらず、仮に堤防余裕高を確保するとしても極めて限られた区間の堤防嵩上げや河床掘削で対応することができます。
このように、石木ダムがなくとも基本高水流量に対応することができるわけですから、本来的に石木ダムは不要であることが明らかなのです。
- 2 次に、過去の洪水をダムの必要性の根拠に挙げるのであれば、その主たる原因が何であるのか、考え得るその他の要因として何があるのか、複数の要因があった場合にどのように影響しあったのか、について客観的に検証される必要があります。
しかし、本件では一切のその検証がなされておられません。
本来なされるべき検証をすれば、先に述べたように、基本高水流量を流下させるために石木ダム自体が本来的に不要であり、且つ、内水氾濫・支流氾濫に対する効果も皆無であることが明らかとなってしまいます。
そこで、長崎県は、石木ダムありきの方針に基づき、この検証を取上げてしなかったのです。
- 3 代替案についても同じく、石木ダムありきの方針に基づいた検討しかなされておられません。
すなわち、本来検討すべき、堤防嵩上げ・河道掘削を代替案から取上げて除外し、同時に代替案の工事規模を過大にし、且つ、コストも過大に積み重ねるなどして、客観的事実を歪め、石木ダム優位の結論を導いているのです。

第5 最後に

以上述べましたように、長崎県は石木ダムありきの方針に基づいて客観的事実を歪めており、且つ、そうすることでしか石木ダムの形式的必要性を取り繕うことができなかったのです。

客観的事実を無視して、事業ありきの数字合わせをした事業認定申請、及び、その認可が現行憲法下で認められるはずがありません。

本事業は速やかに廃止されるべきです。

3. 原告団事務局との関係。

第6号で、石木ダム訴訟原告団事務局が発足したことをお知らせしました。

その中で、

「石木ダム事業認定取消訴訟原告と工事差止仮処分申立人の皆さま、両法廷闘争の支援金を提供いただいている皆さまには、公判・審尋の進行に合わせて、石木ダム訴訟原告団事務局から情報が発信されます。ご期待ください。」と記しました。

その後、同事務局が検討した結果、「石木ダム訴訟原告団事務局の事務範囲は石木ダム事業認定取消訴訟原告と工事差止仮処分申立人の皆さま」となったため、両法廷闘争の支援金を提供いただいている皆さまには原告団事務局からの連絡は行かないことになりました。

この「こうばるからこんにちは」は、これまで通り、石木ダム建設絶対反対同盟を支援いただいている皆さま（共有地権者・共有地運動支援者、事業認定取消訴訟原告・支援者、当会を通して工事差止仮処分申立人・支援者になられた方）に、石木ダム事業認定取消訴訟と工事差止仮処分申立の進行状況をお知らせいたします。

4. 9月10日、川棚町で「ダム問題を考える緊急集会」

「川棚町民に、石木ダム問題と、何故闘っているのかを知ってもらう」ことを目的とした集会が、

川棚町中央公民館で開かれました。180 人あまりの方が集まり、真剣に耳を傾けました。そして、その場で採択した「13 世帯の生活が失われるダムは要らない」を主旨とした宣言が 9 月 12 日に川棚町長に提出されました。この集会と 12 日のへの宣言提出を報じる毎日新聞紙面を下に掲載します。

緊急集会 主な内容

- ①石木ダム事業の概要と問題点
- ②石木ダム建設阻止の現場から
- ③ダムが出来るとどうなるのか—熊本の事例から
- ④水没予定地・川原地区住民の思い
- ⑤川棚町民・佐世保市民もダムはいらん(会場発言)

2016.9.13 毎日新聞

**石木ダム建設
反対派集会に180人**

「住民と共に行動を」

県と佐世保市が川棚町に計画する石木ダムについて、反対派地権者らが10日夜、町中央公民館で集会を開き、「建設予定地の川原地区に住む13世帯の生活が失われるダムはいらない。建設に反対し、住民と共に行動する」とする宣言を採択した。代表が12日に町役場を訪れ、山口文夫町長に宣言書を提出してダム建設に反対するよう求めた。

集会には町内外から約180人が参加。ダム建設予定地に住む炭谷猛さんが「私たちは川原の地で懸命に生活しているだけだ。なぜ生活を奪われなければならないのか。ダムが本当に必要か、立ち止まって考えてほしい」と訴えた。また、地権者支援団体「石木川まもり隊」の松本美智恵代表が佐世保市の水需

要予測と実績の乖離からダム建設の必要性を否定した。

集会後、川原地区の地権者の一人、石丸勇さん(67)は「ダムは地権者だけの問題と思っていたという町民から『多額の税金が投入されていて、自分たちに

も関わりがある問題だと初めて感じた」という声を聞いた。関心が高まるよう、集会を継続して開きたい」と話した。【浅野孝仁】



石木ダム問題を考える緊急集会で、参加者からの質問に答える弁護士ら

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会

事務局：

〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町 6-2-28

電話&FAX 045-877-4970

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

ゆうちょ銀行口座

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会

00270-9-136202